

令和4年(ワ)第1880号 損害賠償請求事件(以下「甲事件」という。)

令和4年(ワ)第22539号 損害賠償請求事件(以下「乙事件」という。)

甲事件原告 1ないし3, 5, 6

乙事件原告 7

5 甲事件被告・乙事件被告 東京電力ホールディングス株式会社

争点整理(案)

2025(令和7)年3月5日

10 東京地方裁判所民事第32部甲合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一
ほか

15 第1 はじめに

1 本件は、原告らが、被告に対し、2011(平成23)年3月11日の東北地方太平洋沖地震に伴って発生した福島第一原発事故(本件事故)に関して、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づいて損害賠償を請求する事案である。

20 2 その請求原因事実は、次のとおりである。

- (1) 本件事故は、原子炉の運転等の際に発生した事故である。
- (2) 原告らは、いずれも小児甲状腺がん罹患した。
- (3) 原告らの小児甲状腺がん罹患の原因は、本件事故による被ばくである。
- (4) 原告らは本訴請求額を下回らない損害を被った。

25 3 請求原因(1)(2)の事実は当事者間に争いがない。よって、本件で争いがあるのは、請求原因(3)(4)の事実である。

4 本書面においては、請求原因(3)の争点（以下「争点1」という。）についての主張を整理する。請求原因(4)については、追って主張する。

第2 争点1についての原告・被告双方の主張の概略

5 争点1 本件事故と原告らの甲状腺がん罹患との因果関係

| | 原告の主張 | 被告の主張 |
|--------------|---|---|
| 因果関係判断の手法 | <p>【判断の手法】 特定の要因と発病との因果関係を証明できるのは疫学であり、法的因果関係も疫学によって証明できる。</p> | <p>【争う】 原告らは、本件事故による被ばくがなければ甲状腺がん発症がなかったことを具体的に立証しなければならない。したがって、 ①原告らの被ばくの程度 ②その被ばくによって甲状腺がんを発症する高度の蓋然性の立証を要する</p> |
| 原告の手法による判断内容 | <p>次の(1)～(4)の事実によって、本件事故と原告らの甲状腺がん罹患の因果関係は証明できている（(5)及び(6)は補強的な主張）。</p> | |
| | <p>(1) 原告らは、相応の被ばくをした。 (2) 原告らは、被ばく後小児甲状腺がんを発症した。</p> | <p>明らかには争わない。</p> |
| | <p>(3) 被ばくは甲状腺がんの原因となる。 (4) 原告らの原因確率はいずれも94%以上である。（原因確率が高い理由は、①小児甲状腺がんが希少な病気であること、②福島で小児甲状腺がんが多発した事実である。）</p> | <p>争う。 (1) 疫学による推定には、「生物学的妥当性」が必要だが、次の①②によれば、原告らの主張は、「生物学的妥当性」を備えていない。 ① 100mSv以下の被ばくでは発がんしない（閾値の存在）。 ② 原告らの甲状腺被ばく量は10mSv以下である（被ばく量が閾値以下であること）。 (2) 原因確率算定の根拠である甲状腺がん多発の事実はない。多数検出されているのは「潜在がん」である。</p> |

| | | |
|--|---|-------------------|
| | <p>(5) 原告らの甲状腺がん罹患につき、他の危険因子が想定できない。</p> <p>(6) 他の疾病要因との共同関係があっても、放射線によって当該疾病が促進されたと認められる場合には、原則として放射線起因性は否定されない。</p> | <p>明らかには争わない。</p> |
|--|---|-------------------|

以上によれば、争点1についての具体的な争点は、次の3点であることがわかる。

【争点A】 特定の要因と発病との因果関係を証明する手法は疫学か。

5 【争点B】 福島で多数検出されている小児甲状腺がんは、「潜在がん」か

【争点C】 本件事故と原告らの小児甲状腺がん罹患との因果関係を肯認することは「生物学的妥当性」を備えていないのか？

(具体的には)

10 (1) 100 mSv 以下の被ばくによっては小児甲状腺がんは発症しないのか？

(2) 原告らが甲状腺に受けた被ばく量は10 mSv以下か？

これらの争点についての双方の主張は、別紙のとおり整理できる（なお、別紙の「主張部分」中の「(1)」等の記載は、準備書面の番号を示している。）

15

以上